

奈良県南部食材のテストマーケティング及びPR業務説明書

1. 委託業務名

奈良県南部食材のテストマーケティング及びPR業務

2. 業務の目的

奈良県主体となって、奈良県南部地域の5村（野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村）（以下、「5村」という）をモデルとして、地域の魅力ある食材や特産品等について奈良県内の飲食業関係者と食材生産者との意見交換、テストマーケティング及びプロモーションを行うことで、県南部の食材等への関心を高める。また、生産者と実需者の相互理解を促進し、実現性の高い取引条件を具体化することで、食材等の販路拡大につなげる。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

4. 業務の内容

（1）飲食店、小売店及び生産者のマッチングイベントの実施

ア 実施時期

令和8年10月から令和8年12月までのうち、2日間以上

イ 対象者

（ア）県内飲食店の料理人またはメニュー開発者（以下、「料理人等」という）

（イ）県内の食料品を取り扱う小売店（スーパーマーケット、百貨店等）及び直売所等の仕入担当者（以下、「小売店仕入担当者等」という）

（ウ）5村の農畜水産物または加工品の生産者（以下、「生産者等」という）

ウ 実施場所

奈良県内。ただし、対象者の参加のしやすさを考慮して場所を選定すること。

エ 実施内容

県内飲食店の料理人等及び小売店仕入担当者等と、5村の生産者等が意見交換する機会を設ける。また、以下の要件を満たすこと。

（ア）料理人等及び小売店仕入担当者等が、生産現場を訪問する等の方法により、5村の食材の生産方法、生産圃場及び加工場の様子、生産に至るまでの背景等の詳細を知ることが出来る内容とすること。

（イ）とりあげる対象品目が偏ることがないように調整し、対象品目のうち各村1品目以上の生産背景について取り上げること。

（ウ）5村の生産者等のうち、各村1名ずつ以上の生産者等が意見交換に参加する内容とすること。

（エ）参加する生産者等の生産物の特性を踏まえて、参加する料理人等及び小売店仕入担当者等を選定すること。

（オ）参加した生産者等の生産物を試食できること。

（カ）イベント参加者の生産物に限らず、5村の農畜水産物及び加工品について、取引に必要な生産情報をまとめた商談シートを品目ごとに作成し、とりまとめて飲食店関係者及び小売店仕入担当者等に広く配布すること。商談シートには、品目名、商品写真、生産地、生産者名、生産者概要、提供可能時期、内容量、最小ロット、保存方法、希望小売価格、連絡先等を記載すること。

（2）飲食店でのテストマーケティング

ア 実施時期

令和8年10月から令和9年2月までのうち、2ヶ月間以上

イ 対象品目

5 村内で生産された農畜水産物または加工品

ウ 実施店舗

県内の飲食店、6 店舗以上。県北部に偏ることなく、5 村を除く県内から広く実施店舗を選定すること。また、次の（ア）または（イ）のいずれかの店舗を 1 店舗以上含めること。

（ア）令和 7 年度奈良のおいしい食の見える化事業における物流サービスの実証業務にて食材等の活用調査に協力した、以下の店舗

- アコルドゥ（奈良市水門町 7 0－1－3－1）
- 割烹 まつ崙（奈良市不審ヶ辻子町 1）
- すき焼きと牛まぶし ももしき奈良本店（奈良市東向中町 5－1 浅川ハーベストビル 2 F）
- ラ・フォルム・ド・エテルニテ（奈良市花芝町 7－2 松村ビル 1 F）
- トラットリア・ピアノ（奈良市橋本町 1 5－1）

（イ）（1）の意見交換に参加した店舗

エ 実施内容

県内の飲食店 6 店舗以上において、5 村の農畜水産物または加工品を使用したメニューを考案し、各店舗で提供してマーケティング調査及び物流サービスの実証を行う。また、以下の要件を満たすこと。

（ア）県内の飲食店 6 店舗以上の各店舗において、対象品目のいずれかを使用したメニューを 1 種類以上考案し、提供すること。

（イ）実施店舗が使用する食材が偏ることがないように、生産者とのマッチング等、調整を行うこと。5 村の全ての村について、村内で生産されている対象品目のうち 1 品目以上がいずれかの実施店舗で使用されること。

（ウ）対象品目を使用したメニューについて、提供期間前及び期間中に SNS 等で発信し、5 村の食材の魅力を PR すること。

（エ）提供店舗ごとに、顧客の反応、販売状況、改善点等を把握できる調査をすること。

（オ）メニューの考案に必要な対象品目のサンプルを実施店舗に提供すること。サンプルの食材費及び輸送費は事業費に含めるものとする。メニューとして提供する際の対象品目の食材費及び輸送費、並びにメニューの売上金は事業費に含めない。

（カ）飲食店が対象品目を円滑に活用できるよう、必要に応じて生産者及び飲食店と、価格設定及び輸送方法の調整を行うこと。

（キ）メニューとして提供する際の対象品目の輸送には、既存の物流システム（運送業者、配送業者、公共交通機関等）を利用すること。ただし、既存の物流システムを活用することが著しく困難である場合は、受託者、生産者または飲食店関係者等が自ら輸送することを認めるが、その理由、輸送方法、輸送経路、輸送時間及び輸送費用をとりまとめ、報告すること。

（ク）メニューに使用した対象品目ごとに、食材単価、使用量、生産者から飲食店までに要した全ての輸送方法、輸送時間及び輸送費用を集計し、報告すること。

（3）直売所等でのテストマーケティング

ア 実施時期

令和 8 年 10 月から令和 9 年 2 月までのうち、3 ヶ月間以上。

イ 対象品目

5 村で生産された農畜水産物または加工品

ウ 実施店舗

県内の農産物直売所、百貨店及びスーパーマーケット等（以下、「直売所等」）、6 店舗以上。ただし、北部地域（奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町）から 2 店舗以上、中部地域（大和高田市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町）から 2 店舗以上、南部東部地域（宇陀市、山添村、曾爾村、御杖村、五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村）から 2 店舗以上を選定すること。

エ 実施内容

県内の直売所等 6 店舗以上において、5 村の食材等の PR 販売、マーケティング調査及び物流サービスの実証を行う。また、以下の要件を満たすこと。

- (ア) 対象品目の販売方法及び PR 方法について、店舗ごとの特性を踏まえて企画すること。
- (イ) 販売状況、購買層、需要傾向等について把握できる調査を実施すること。
- (ウ) 対象品目及び対象店舗の選定にあたっては事前に県と協議すること。
- (エ) テストマーケティングの実施期間中、各実施店舗において、5 村の食材等を扱っていることを PR するフェアを実施すること。フェア期間前及び期間中に SNS 等で発信し、5 村の食材の魅力を PR すること。
- (オ) 対象品目は生産者からの買い上げとする。買い上げた対象品目は全てテストマーケティングに使用すること。買い上げにかかる食材費及び輸送費は事業費に含めない。
- (カ) 対象品目の輸送には、既存の物流システム（運送業者、配送業者、公共交通機関等）を利用すること。ただし、既存の物流システムを活用することが著しく困難である場合は、受託者または生産者等が自ら輸送することを認めるが、その理由、輸送方法、輸送経路、輸送時間及び輸送費用をとりまとめ、報告すること。
- (キ) 使用した対象品目ごとに、販売単価、仕入数量、販売数量、生産者から直売所等までに要した全ての輸送方法、輸送時間及び輸送費用を集計し、報告すること。

(4) プロモーションコンテンツの作成

ア 実施時期

令和 8 年 10 月から令和 9 年 3 月まで

イ 対象品目

5 村内で生産された農畜水産物または加工品

ウ 実施内容

5 村の食材等について、各村の生産者を取材の上、生産者及び生産物の魅力を伝えるパンフレットを作成する。以下の要件を満たすこと。

- (ア) 対象品目及び生産者の魅力や特徴、地域性、生産背景等が伝わる内容とすること。
- (イ) 5 村の生産者について、各村 1 件以上を含む 5 件以上の生産者を取材すること。
- (ウ) パンフレットは日本語版及び英語版で作成すること。
- (エ) パンフレットは A5 版のフルカラーで 8 ページ以上とすること。ページ単位で対象品目を取り上げることとし、品目ごとに分割して利用可能なページ構成にすること。
- (オ) 印刷物及びデジタルデータの状態で納品すること。印刷物は日本語版 5,000 部とする。デジタルデータは日本語版及び英語版で、編集可能な状態で納品すること。写真は別途使用できる状態で納品すること。
- (カ) 印刷物は飲食店関係者及び直売所等へ広く配布すること。各所への配布部数は、県と協議の上で決定する。
- (キ) パンフレットの作成を必須とし、必要に応じてその他プロモーションコンテンツの作成・活用を含め、5 村の食材の魅力を広く効果的に PR すること。

5. その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務の目的、実施内容及び成果が広く伝わるよう、Web、SNS、チラシ、写真、動画等を活用して効果的な情報発信を行うこと。
- (2) 受託者は、食品衛生法その他関係法令を遵守し、試食、提供、調理、輸送、保管時における衛生管理を徹底すること。

6. 成果品

本業務の成果品及び納期は、以下のとおりとする。

- (1) 成果品は、委託業務完了報告書（様式 1 号）とする。ただし、次に掲げる資料を添付すること。
 - 成果報告書
 - 経費明細書
 - 4 の（1）のエの（カ）の商談シートのデジタルデータ

- 4の(2)のエの(エ)の調査報告書
- 4の(2)のエの(キ)及び(ク)の調査報告書
- 4の(3)のエの(イ)の調査報告書
- 4の(3)のエの(カ)及び(キ)の調査報告書
- 4の(4)のパンフレットのデジタルデータ
- 4の(4)のウの(キ)の、パンフレット以外のプロモーションコンテンツ（該当物が無い場合は不要）
- その他業務の成果に関する資料

(2) 納期は、令和9年3月12日（金）とする。

7. 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要であると認めるときは、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。
- (3) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱いは、次のとおりとする。
 - ① 構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
 - ② 本業務に関する著作権(制作過程で作られた素材等の著作権も含む。)その他の権利は、そのすべて奈良県に帰属するものとする。
- (4) 別紙「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。
- (5) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (6) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うこととする。

8. その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行に当たっては、県と協議し、適宜連絡、確認を取りながら行うものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、県と協議の上で決定する。

令和 年 月 日

委託業務完了報告書

奈良県知事 殿

所在地
商号または名称
代表者名

印

下記業務を完了したので報告します。

記

1. 業務の名称 奈良県南部食材のテストマーケティング及びPR業務
2. 業務委託料 円（消費税及び地方消費税を含む）
3. 契約年月日 令和 年 月 日
4. 業務期間 自：契約締結日
至：令和 年 月 日
5. 添付書類
 - ① 成果報告書
 - ② 経費明細書
 - ③ 4の（1）のエの（カ）の商談シートのデジタルデータ
 - ④ 4の（2）のエの（エ）の調査報告書
 - ⑤ 4の（2）のエの（キ）及び（ク）の調査報告書
 - ⑥ 4の（3）のエの（イ）の調査報告書
 - ⑦ 4の（3）のエの（カ）及び（キ）の調査報告書
 - ⑧ 4の（4）のパンフレットのデジタルデータ
 - ⑨ 4の（4）のウの（キ）の、パンフレット以外のプロモーションコンテンツ（該当物がない場合は不要）
 - ⑩ その他業務の成果に関する資料

公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等に基づき、本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（責任体制の整備）

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者の届出）

第3 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、作業責任者については、あらかじめ、書面（参考様式1）により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に、書面（参考様式2）により甲に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

4 乙は、作業責任者及び作業従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（教育の実施）

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

（取得の制限）

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

（秘密の保持）

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（再委託）

第7 乙は、この契約による事務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による事務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託

先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ、書面（参考様式3）により再委託する旨を甲に申請し、書面（参考様式4）によりその承認を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に、甲が乙に求める個人情報等に関する安全管理措置と同等の措置を講じさせ、特記事項に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、再委託先に対してこの契約による事務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

6 第1項から前項までの規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
（派遣労働者等の利用時の措置）

第8 乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等、個人情報等の取扱いに関する事項を明記し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（漏えい、滅失及び毀損の防止）

第9 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第10 乙は、この契約による事務において利用する個人情報について、この契約による事務の目的以外の目的で利用してはならない。また、乙は、甲が指示した場合を除き、この契約による事務において利用する個人情報を無断で第三者に提供してはならない。

（複製又は複製の禁止）

第11 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに 複製し、又は複製してはならない。

（受渡し）

第12 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報を預ったことを証する書面（参考様式5）を提出しなければならない。

（資料等の返還等）

第13 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し

、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が当該情報の消去又は廃棄その他の指示をしたときは、当該指示に従うものとする。

2 前項ただし書の場合において、甲から立会いを求められたときは、乙は、これに応じなければならない。

3 乙は、この契約による事務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去及び廃棄を行った日時、担当者名並びに消去及び廃棄の内容を記録し、写真等を付した消去及び廃棄を証する書面（参考様式6）により甲に対して報告しなければならない。

（監査及び調査）

第14 甲は、この契約による事務に係る個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、実地の監査又は調査等を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（取扱状況についての指示等）

第15 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

（事故発生時における報告等）

第16 乙は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生したとき又はこの契約に違反する事態が生じ、若しくは生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 甲は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第17 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第18 乙の故意又は過失により、乙が、特記事項又は法令に違反し、又は特記事項又は法令に定める義務を怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

注1 「甲」は「奈良県知事」を、「乙」は「受託者」をいう。

- 2 本契約に同様の規定がある場合であっても、原則としてこの個人情報取扱特記事項から削除しないものとする。なお、当該規定を削除する必要がある場合は、法務文書課県政情報公開係と協議すること。
- 3 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は記載事項を変更しようとする場合は、法務文書課県政情報公開係と協議すること。

参考様式 1（第 3 関係）

個人情報の取扱いに係る作業責任者報告書（新規）

年 月 日

奈良県知事 殿

(受託者)
所在地（住所）
名称又は商号
代表者氏名
連絡先

以下の契約における個人情報の取扱いに係る作業責任者について、次のとおり報告
します。

1 契約名等

契約名	
契約日	年 月 日

2 作業責任者

所属・職名	
氏名	

参考様式 2（第 3 関係）

個人情報の取扱いに係る作業責任者報告書（変更）

年 月 日

奈良県知事 殿

(受託者)
所在地（住所）
名称又は商号
代表者氏名
連絡先

以下の契約における個人情報の取扱いに係る作業責任者の変更について、次のとおり報告します。

1 契約名等

業務名	
契約日	年 月 日

2 作業責任者

	変更前	変更後
所属・職名		
氏名		
変更年月日	年 月 日	

参考様式3（第7関係）

再委託承認申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

(受託者)
所在地（住所）
名称又は商号
代表者氏名
連絡先

以下の契約に係る業務の一部を再委託したいので、次のとおり申請します。

1 契約名等

契約名	
契約年月日	年 月 日

2 再委託の内容

再委託先	所在地（住所） 名称又は商号 代表者氏名 連絡先
再委託する理由	
再委託して 処 理する内容	
再委託先が 取 り扱う情報	
再委託先における 安全性及び信頼性 を確保する対策	（記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。）
再委託先に対する 管理及び監督の 方法	（記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。）

参考様式 4 （第 7 関係）

再委託承認書

年 月 日

(受託者)

所在地（住所）

名称又は商号

代表者氏名

連絡先

奈良県知事

（公印省略）

年 月 日付けで承認申請のありました以下の契約に係る事務の一部の再委託について、
次のとおり承認します。

1 契約名等

契約名	
契約年月日	年 月 日

2 再委託の内容

再委託先	所在地（住所） 名称又は商号 代表者氏名
再委託して 理する内容	
再委託先が り扱う情報	

参考様式 5（第 1 2 関係）

個人情報預り証

年 月 日

奈良県知事 殿

(受託者)
所在地（住所）
名称又は商号
代表者氏名
連絡先

以下の契約に係る個人情報を預かりました。以下の契約の完了後、直ちに、貴県の指示に従い、返還又は消去若しくは廃棄します。

1 契約名等

契約名	
契約年月日	年 月 日

2 個人情報の内容等

個人情報の記録媒体種類	☐ 紙 ☐ USBメモリ ☐ 外付けハードディスク ☐ CD/DVD ☐ その他（ ）
個人情報の名称（内容）	
受領者及び受領日	(所在地（住所）) (名称又は商号) (連絡先) (受領者氏名) (連絡先) (受領日) 年 月 日
返却予定日	年 月 日
返却方法（予定）	については、 後に廃棄 については、返却予定日までに奈良県へ返還

- 注 1 預かった個人情報を消去又は廃棄する場合は、書面（参考様式 6）により報告すること。
2 個人情報の名称（内容）には、名称のほかその情報の範囲や数量など詳細を記入すること。返却の場合は、以下について職員が記入すること。

返却年月日	年 月 日	受領者	
-------	-------	-----	--

個人情報消去・廃棄報告書

年 月 日

奈良県知事 殿

(受託者)
所在地（住所）
名称又は商号
代表者氏名
連絡先

次のとおり個人情報の消去・廃棄が完了したことを報告します。

1 契約名等

契約名	
契約年月日	年 月 日

2 個人情報の内容等

消去・廃棄した 個人情報	
消去・廃棄の別	消去 ・ 廃棄
消去・廃棄年月日	年 月 日
消去・廃棄作業場所	
消去・廃棄担当者名 ※委託した場合は処理委託先の名称	
消去・廃棄方法	

- 注 1 消去又は廃棄を行ったことを証明する写真等を添付すること。
- 2 専用ソフト等を使用して消去又は廃棄した場合は、使用ソフト名を記載すること。
- 3 物理的破壊の場合は、処理方法（穿孔処理、焼却処理等）を記載すること。
- 4 消去又は廃棄を第三者に委託した場合は、処理委託先の消去又は廃棄証明書を添付すること。